

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
 に対する意見と浜田市の考え方
 (三隅自治区地域協議会)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
条文及び逐条解説		
1	前文の 5 段落にある「私たちの願いである・・・」の「私たち」とは誰のことを指しているのか。	市民全体を指しています。
2	前文の語句の修正について 3 段落の「必要です」は、すべての人が対象であれば、「なくてはならない」の意味を持つ「必要」は適切ではない。 「市民との関係をもう一度見つめなおし」という表現は曖昧。 これは自治区制度に代わる制度なので、「地域の特性を生かしたまちづくりを推進する」という文言が必要。 「浜田那賀方式自治区制度」は、他例から引用・選択したのではなく、前例もないので『採用し、・・・』は誤り。 「すべての人が一体となった持続可能で元気な浜田」が正しい。	ご意見を参考に、今後検討させていただきます。
3	前文の最後、「この条例を制定します。」とあるが、宣言するのであれば、条例の正式名称を記載した方がよいのでは。	そういった表現が可能かを含めて検討させていただきます。
4	前文の最後、「参画してもらおう」とあるが、「市がお願いして参画してもらおう」と捉えられるので、違う表現がよい。	(回答していないが修正)
5	第 2 条第 1 項各号で「定義」に選ばれた語に基準は。	定義については、読む人によって認識が異なる語句や、条例の中で特に主張した語句について定義しています。
6	最終案(答申)で「市民参画」がなくなっている理由は。	「市民参画」は第 11 条、第 12 条のみで使用し、条文で説明されているため、定義は不要ではという考えから削除しています。
7	第 2 条 (3)「市民等」に「地区まちづくり推進委員会」を入れるべき。	「市民等」に「まちづくり活動団体」を、「まちづくり活動団体」に「地区まちづくり推進委員会」を含めています。
8	第 2 条 (6)「まちづくり活動団体」の「地区まちづくり推進委員会その他の」は削除してください。	検討委員会での、まちづくり活動団体の中心は地区まちづくり推進委員会であるという意見から、規定したものです。

9	第2条(1)の条文からは「まちづくり活動団体」が削除されているが、逐条解説に残っている。	条文に併せて修正します。
10	第2条(1)の定義に「土地、建物を所有する者」を追加してください。	様々な考え方があるので、いただいた意見を参考に検討します。
11	「市民等」の定義に高等教育機関が規定されていないが、高等教育機関は含まれていないという解釈でよいか。 基本理念の逐条解説の中では、主体に高等教育機関が位置づけられており、条文と合っていないのでは。	含めるべきかどうかについて、検討させていただきます。
12	第3条、逐条解説中「主体(市民、まちづくり活動団体、事業者・・・)」は、主体(市民等、市、大学、専門学校など)の方が適切です。	ご指摘のとおり修正します。
13	第6条第5項「人的、技術的及び財政的支援等」とあるが、具体的には何をいうのか。	人的については、まちづくりコーディネーターやコミュニティセンターの職員体制の充実、技術的については、市が持つノウハウの提供、財政的については、まちづくり総合交付金や中山間地域振興枠などについて想定しています。
14	市職員も地域活動に積極的に参画することの意識付けになる。	いただいたご意見と同じ考えをもって規定しています。
15	第6条第1項は、「・・・参画することができるよう、関係者相互間の意見を調整するとともに、必要とする情報を積極的に提供するものとする」とすべき。	すべての意見の調整が、市だけの役割とは言い難いため、文言の追加については慎重に考えさせていただきます。
16	第6条第5項について、まちづくり計画書を作成する必要が生じてくると思うが、市職員の育成等を行うためにも、支援制度を活かし、一緒になって計画書の作成に努めていただきたい。	これまでも、まちづくり計画の作成にあたっては、担当職員など市職員も関わってきました。今後も、職員も一緒になって、計画書の作成に努めてまいります。
17	第6条第1項(5)「市は、地域の個性に配慮したうえで、まちづくりの推進に必要となる・・・」と修正して欲しい。	修正する方向で検討します。
18	条例中に「事業者」の記載がありますが、事業者に対し説明や協議等を行ったのか。事業者は、このことについて理解・認識しているのか。	検討委員会には商工会議所や商工会から推薦いただき、委員として検討いただいています。今後は商工会議所や商工会へもこちらから働きかけを行い、広報、

		説明会などにより条例の周知を図っていきます。
19	第9条、事業者・教育機関との連携について、それぞれ協働のまちづくりを進めるうえで重要なことだと思うが、方策が曖昧ではないか。	条例では、協働のまちづくりを「市民」「まちづくり活動団体」「事業者」等と一緒に進めていくという「理念」の規定に留めています。具体的な方策については、総合振興計画等に揚げて取組むこととしています。
20	第9条第1項で事業者に対し「推進に努めるものとする」となっているが、第2項の高等教育機関に対しては「寄与するよう努めるものとする。」となっている。意味の違いがあるか。	事業者は、市民等の定義に位置付けているように自主的にまちづくりを推進する立場としており、高等教育機関は、第三者的な立場として関与していただくに留めるべきではとの判断から分けています。
21	第9条の事業者及び高等教育機関との連携は、市民及び市が行うことであって、主語が「事業者は、…」 「高等教育機関は、…」となるのは誤りではないか。	事業者や学校等も自主的にまちづくり参加していただきたい思いからこのような表現となっていますが、条のタイトルとのバランスも考え、持ち帰って検討させていただきます。
22	第9条について、「寄与するようになさい」とあり、寄与すれば連携しますとように捉えられる。市民等や市から連携を持ちかける表現が相応しい。	ご意見を踏まえ、持ち帰って検討します。
23	第12条の市民参画の方法について、(3)説明会とあるが、一方的な説明会だけでは不十分で、実際に意見を聞く公聴会の方が適切。「説明会」という表現では、説明だけで終わることができる。	説明会についても基本的には意見を聞く場であると考えています。
24	第12条第1項 「・・・の方法のうち効果的な手段を講じ」を「・・・の方法のうち効果的な手段を最大限講じ」に修正すべき。効果的でなければ、何もしないように受け取られる。	すべてを最大限に実施するのではなく、民意を把握するための効果的な手法を講じることとしています。表現については、持ち帰って検討します。
25	第12条第2項について、答申ではあったものが何故なくなったのか。	市の情報公開条例で同じ規定があるため、重なる部分については削除させていただいています。
26	第12条第2項について、この条例でも示してもらった方がわかりやすい。	例規のルールがあるので、削除しているが、ご意見については検討させていただきます。

27	第 12 条の逐条解説に、削除された「第 2 項」という記載がある。	第 2 項の検討にあわせて見直します。
28	第 15 条について、目次は「所掌事務」となっており、条文では「所掌事項」となっている。	「所掌事項」が正しいので、修正します。
29	第 18 条の逐条解説に「これまで同様」とある。運営規則の規定に従ってという事だと思うが、現在の規則の内容が変わる予定なのか。	基本的には、現在の「浜田市地域協議会運営規則」の内容を踏襲する予定です。
30	最下段の逐条解説「浜田市地域協議会運営規則の規定より」に「運営規則の規定により」とした方が適切。	修正させていただきます。
31	<p>地域協議会は、市の提案において「住民自治」と「団体自治」の接点となる役割を担うことが想定されている。</p> <p>委員は地元の地域、自治会、集落等を代表した者が就任しており、いわば市民の声を市長に届ける組織であるため、その存在は地域にとって必要なもので、一定の権限を付与すべき。</p> <p>市長はこの市民の声に対してはっきり答えなければならず、「地域協議会の意見を尊重する」という文言は条文に明記すべき。明記を拒むことは、この条例・制度を形骸化させたい気持ちの現れ。</p>	<p>条例には市や市民等の役割が規定されており、条例に規定されている限り市はこれを遵守する。</p> <p>尊重することは当然のこととの意味から外しております。</p> <p>明記が必要ではないかとのご意見ですので、明記する方向で検討します。</p>
32	<p>第 14 条の逐条解説には、地域協議会での協議内容や意見を尊重すると明記されている。また、来年 4 月からは地域協議会が一定の役割を果たさなければならない。そうした時に、地域協議会に権限らしきものが与えられないまま、そのような任につけというのはおかしい。</p> <p>逐条解説にある、尊重するという意向を条文に書き加えるべき。</p>	
33	<p>三隅の地域協議会としては、住民自治と団体自治との接点である自治区長は残してもらいたいと言ってきた。</p> <p>その中で、その責を地域協議会に担うこととしているのであれば、地域協議会</p>	

	<p>が住民自治と団体自治との接点となる。</p> <p>その重みをきちんと理解して条文に尊重する旨を加えてもらいたい。</p>	
34	<p>第 15 条 (2) 答申では「一体的なまちづくりに関する事項」だったものが、「まちづくりに関する事項」に見直されているが、この点については答申を尊重すべき。</p> <p>※「新たな住民主体のまちづくりについて」の中に、「一体的なまちづくりを目指します」と記載している。</p>	<p>「まちづくりに関する事項」という規定を入れるに当たり、「一体的な」という語句で限定的な表現にするのはどうかという議論の中で、「まちづくりに関する事項」ということで、幅広く規定しておいた方がよいのではないかという意見から、見直しを行ったものです。</p> <p>ご指摘いただいた内容について、言葉の重要性を考慮し、取り扱いについては検討させていただきます。</p>
35	<p>まちづくり活動団体の定義には、地区まちづくり推進委員会とその他のまちづくり活動団体とある。市民等の定義では、まちづくり活動団体を含んでいる。その場合、第 20 条第 2 項では「市民等に対し～」となっており、まちづくり活動団体がまちづくり活動団体に対して情報提供することにならないか。</p>	<p>ご指摘の点については、修正させていただきます。</p>
36	<p>第 22 条 今後、公民館のコミセン化で名称が確定した場合は 22 条の条文に名称は入るのか。</p>	<p>名称については、12 月議会で提案予定となっており、この条例の議決後となりますので、確定後も現状のまま、名称が入ることはありません。</p>
37	<p>章の名称について、答申時「条例の推進」であったものが、「条例の検証」となっている。なぜ変わったのか。</p>	<p>市内部の法令審査会において、「条例」を「推進」という表現は相応しくないとの意見があり、検討委員会の中でも検証を強く言われていたことから見直しています。</p>
38	<p>答申から修正された第 7 章の名称だが、「推進」と「検証」では大きく違う。条例の名称は「条例の推進」に戻してもらいたい。そして、第 23 条の中に「推進計画を策定し、その進捗を検証する組織をおく」と明確にしていきたい。</p>	<p>協働のまちづくりを推進するという言い方はあるが、条例を推進するというのは違和感があるということから見直したという経緯があります。</p> <p>推進が重要だというご意見がありましたので、改めて検討させていただきたいと思います。</p>

39	<p>逐条解説の最下段に「組織の詳細については、別途定め運用していく」とあるが、いつ、どのように定め、運用していくか示して欲しい。遅くとも条例施行時には作成されているべき。</p>	<p>組織については、総合振興計画審議会において進めていくことが検討委員会の中で了承されています。</p> <p>来年度は最上位計画である総合振興計画後期基本計画を策定することとなり、計画の中には協働のまちづくりについての項目も章立てされており、この中で検証に必要な数値目標なども設定することとしております。</p>
40	<p>まちづくりを円滑に進めるためにも、第23条の検証は必要。地区まちづくり委員会も、中期計画を作り、それに沿って実践し、5年経った時点で反省し、検証しながら、新たな5年計画を作っていくという繰り返しになっている。なぜ行政として新しい協働のまちづくりを作っていく段階で、それができないのか疑問。必ず検証をする機関が必要。</p>	<p>場合によっては、ワーキングなどにより計画の策定等を行っていきます。</p> <p>なお、委員のメンバーについては、現在の検討委員とほぼ構成が似ていますので、検討委員会のメンバーが参加できるよう配慮していきたいと考えます。</p>
41	<p>計画の策定は必要。また、具体的に動けるようにならないと検証ができない。運用するための規則や要綱を早く定めるべき。</p>	
42	<p>推進組織は、関係計画の策定、進捗状況の把握、検証と対応が必要となるので、条例作成に関わった現検討委員があたるのが最適。</p>	
43	<p>第23条に条例の推進計画を策定する文言が必要。</p>	
44	<p>コミセン化の検討をされ報告書が出されているが、その中にコミセン化に向けて不安なものがたくさんある。それをきちんと受け止めてもらうため、報告書にコミセンの運営については全市的な組織に於いて評価、検証する必要がある、その検討組織をおくこととしている。これは、総合振興計画審議会をイメージしていないと思う。</p> <p>この条例を作る際に、たたき台も含めて生みの苦しみを覚えている人が、この条例がうまくいくかどうかを含めて責任をもってもらい、その組織でやらないと、年1回の総合振興計画審議会が出た意見を市政に反映できるとは思えない。</p>	

	<p>今からこの条例を基に、コミセン化も含めて、浜田市民が努力する目標になる。地域との約束事。その約束が現実的になり、不都合があれば見直すとなると、条例を作った人が深く関わるべき。</p>	
45	<p>総合振興計画審議会で検証するといった話はびっくりして聞いていた。会長も覚えていると思うが、多数決を取って、9対9だった。決まったように説明があったが、本当なのか。</p>	<p>検討委員会を9回やってきて、8回目に検証体制をどうするか議論があり、条例検討委員会の委員と総合振興計画審議会で多数決の中で9対9でした。</p> <p>そういう状況で、第9回の検討委員会の際に、どうするかを改めて議論し、総合振興計画を来年度見直すにあたって、章立てとなっている協働のまちづくりの部分について、数値目標も掲げてやるということを説明し、委員会の中で、総合振興計画審議会でやってもらっているのではという意見が認められ、皆さんが了解をされたという経過です。</p>
46	<p>総合振興計画審議会で扱うべきものではない。数値目標が簡単に現せないし、数値だけでは現せない問題もある。早期に対応できるかも全く別問題。</p> <p>きちんと流れるようになり、今の条例検討委員会がもういいということになれば、その段階で新たなことが考えられるかもしれないが、少なくとも今の自治区制度が新しいものになる段階で、新しい条例を作り、色々な問題が起きることが想定される中では、多数決で決めるものではないし、共通の意識として今の検討委員会で、責任を持って計画の策定や検証、推進をやっていただきたい。</p>	<p>地域協議会の意見としてまとまるようであれば、検討していきたいと思いますが、他の地域協議会を含めて、構成団体の方の納得はいただいたのではないかと、第9回の時点では理解しています。</p>
47	<p>第24条 「条例の見直し」は「推進・検証」と一体的に考えるべきもの。現在の条文では、第23条と第24条がそれぞれ分断され、独立した記述になっているので、第24条については、第23条の推進・検証するための組織を踏まえた記述にしてもらいたい。</p>	<p>章立ての構成と併せて検討をします。</p>

地区まちづくり推進委員会の設立及び位置づけ		
48	地区まちづくり推進委員会の位置づけについて、他のまちづくり活動団体と並列的になっていて、軽んじられているように感じるので、区別してほしい。	他のまちづくり活動団体と区別するため、第2条で定義するとともに、第19条には「まちづくり活動団体」とは別に条立てをして、規定を設けています。
49	他の主体も一緒になってまちづくりを進める意識に立てば、地域みんなが「まちづくり推進委員会」を組織するはず。	ご意見のとおりと受け止めています。この条例の理念を広めながら市民参加の意識を持っていただくことで「まちづくり推進委員会」の設立を進めてまいります。
50	浜田自治区では、まちづくり推進委員会の組織率が約60%と聞いている。権利と義務の関係性を考えると、義務を遂行してこそ、権利を得られるもの。義務を遂行しない浜田自治区の4割が、権利だけを主張し、それに振り回されるような行政となっては良くない。そういったことが無いようにしてほしい。	全ての地区において、「地区まちづくり推進委員会」が設立されるよう、一層支援してまいります。 令和元年度においても3団体、現在も複数の地域での設立の動きがあります。
51	浜田自治区の地区まちづくり推進委員会は、今後、どれほど組織されるのか。	現在、設立に向けて話が進んでいるのは3団体、昨年度は3団体が設立しているという状況です。
52	地域組織の体系化がなされていないことが致命的である。地区まちづくり推進委員会が頂点にあり、その下に事業者、NPO、県大の学生があるのが現実的な話し。 地域によって事情はあり、他の団体でも濃密な活動をしているところもある。その活動を阻害するのではなく、独自の活動は継続しながら、一つの組織にまとめることは、何の不便もなく、理念も間違っていない。 お互い協力しながらやりましょうということなのに、なぜ、独自になるのか不思議だが、このままでは、一体となったまちづくりはできない。	地区まちづくり推進委員会の体系的なことで言うと、他の自治区の中では地縁という町内会や自治会が地区まちづくり推進委員会を設立し、それと同等の立場で事業者やボランティアが並列となっている組織が既に出来上がっており、その中でまちづくりを進めている地区もあります。 今回、様々な場面で理想を掲げて合せようという努力を検討委員会でもしてきましたが、現状を無視して、理想だけを掲げてやっていくと、今の皆さんに大きな負担となります。 そこを考えると、柔軟なスタートを切らせてもらい、各地域の特徴を活かしながら、理想に向けて近づいていこうということで、この案がまとまっているので、その点は理解いただきたいと思います。

53	<p>地区まちづくり推進委員会が全市に広まるよう推進するため、地区まちづくり推進委員会の設立および設立の推進に関する章が必要です。</p>	<p>地区まちづくり推進委員会については第6章に明記しています。他とのバランスを考慮し、推進していくという方針については逐条解説に記載しています。</p> <p>章立てについては、内部で検討させていただきます。</p>
54	<p>第19条で地区まちづくり推進委員会を位置づけしていると言われているが、この記載では、地区まちづくり推進委員会が別格であるということがわからない。</p> <p>組織を一本化し、そこから一体化に繋げるような設立から推進、検証までできる条例にしていきたい。</p>	<p>各地域で地区まちづくり推進委員会の位置づけが異なっており。色々な違いがあります。その違いを持ち寄って、検討委員会の中で、お互いの地域のことを理解しあいながら、この形にすり合わせました。ここがスタートということで、皆さんが理解されているということです。</p> <p>ご意見としては承りたいと思いますが、執行部ということではなく、検討委員会の議論の中でここに落ち着いているということです。これも尊重しないといけないと思っています。</p> <p>今回の提案の内容を土台として、いただいた意見の中で共有できる部分について修正していくということは考えていく必要があると思っています。</p>
55	<p>浜田自治区に地区まちづくり推進委員会が設立できない理由は何か。</p>	<p>個人的な見解で言わせていただくと、一つは地域ごとの困り感の問題があります。困り感があり、それを解決するために地域の人が参画し、何かしようという動きがあり、そこへ市の勤めている制度が一緒になれば地区まちづくり推進委員会を組織することになると思います。</p> <p>困り感がなく、町内会や自治会で活動を十分しておられる所に、新しい組織を投げかけても、なかなか進まないという実態があると思っています。</p> <p>今後は、そういった地域でも、防災や福祉、健康など取組むべき課題は多く、子どもたちの教育についても、皆で関わって育てていくということを考えると、地区まちづくり推進委員会を組織していただく必要があると思っています。</p>

56	<p>この条例（案）では、地区まちづくり推進委員会ではなく、町内会や自治会でも良いと理解され、一体的なまちづくりには繋がらない。</p>	<p>地区まちづくり推進委員会の設立を推進していくという市の方針は変わりませんが、現状での地域の実情を踏まえた規定としています。</p>
57	<p>この条例は、全市に地区まちづくり推進委員会を作るという考えに向かっていくための条例である認識しているが、それは違うのか。</p> <p>この条文だと、統一していこうという考えはなく、それぞれがまちづくりをやっているならば、組織団体にはこだわらないという条例になっている。</p> <p>これから全市が一体化していくためには、実情を認め、地区まちづくり推進委員会を組織していくことを目指す条例を作ってはどうか。</p>	<p>地区まちづくり推進委員会を全市に広めていこうという方針は変わっていません。ただ、地域の実態があるのも事実です。</p> <p>市民一人ひとりがまちづくりに関わっていこうという意識を広めていくことが、地区まちづくり推進委員会を作っていく中でも大事なことだと思っており、今回の条例の制定で、一番にその部分を確認しました。</p> <p>今の段階で、どこまで規定するかは、検討委員会で揉まれ、ここを落とし所として、検討委員会で定められたので、そこは尊重していく必要があると思っています。</p> <p>ここをスタートとして、当初の目的どおり、地区まちづくり推進委員会の設立に繋げていきたいと思っています</p>
58	<p>無理を言うのではなく、浜田自治区の方々が、細々でもやっておられたら、職員が協力するから計画を作ってみませんかというような協力体制があれば安心感が出るのではないか。</p> <p>地域で全てやりなさいとすると、自分たちではできないと思われる。次世代の若い人や市職員も含めて、みんなで一緒にやっていく。言葉だけでなく、体制があればできると思う。</p>	<p>地区まちづくり推進委員会ができて、計画を1年以内に作っていない、あるいは、期限が切れている計画もあるので、そういったところにはしっかり働きかけをする必要があると思っています。</p> <p>今一度、職員も地域に出向いて、サポートできるよう、しっかり伝えたいと思っています。</p>
59	<p>浜田自治区もできないことはない。声かけするだけではダメだと思う。</p> <p>要綱を守りなさいとあるが、計画がないのに認定しているのであれば、守っていないということになる。</p>	
60	<p>協働のまちづくりを推進するにあたり、その中核となる「地区まちづくり推</p>	<p>住民の参加意識が無いと設立は進まないことから、この条例をもって引き続き</p>

	進委員会」が市全体に設置されていないようでは「新しいまちづくり」はスタートできない。	設立の推進を図りたい。
61	浜田自治区でまちづくり推進委員会がないところも、まずは公民館単位の町内会だけででも組織を立ち上げたらどうでしょうか。徐々に肉付けをしていくこととし、まずは形を作ることから始めたら良いと思います。自治区を廃止し新しいまちづくりに賛成したのであれば、その方針に従うべきです。	まちづくり推進委員会の設立にあたっては、組織化しやすいように、公民館単位に関わらず、単一又は複数の町内会等での設立も可能としています。ご提案のように、まずは、設立可能な地域から立ち上げができるよう進めております。
62	市民と行政が一体となって、元気なまちづくりをしていく第一歩として、同じ目的を持った組織というのは必要になる。 統一した組織があれば、まちづくりに関連した地域間の交流も出てくる。 統一した組織が大切だと思うので、目的を決め、それまでに組織を作ってもらおうということで、努力してもらいたい。	浜田自治区ではこれまでの取組がなかなか進まなかったという現状はありますが、今回の条例制定、拠点整備を踏まえて、設立に向けて努力していきたいと思えます。
コミュニティセンター関係		
63	コーディネーターについて、どのような形でコーディネーターを育成するのか。 また、それぞれの地域に対して、どのように支援をしていくのか。	地域の実情に応じた支援ができるよう、専門的な知識やまちづくりや社会教育の経験があり、専門的な助言ができる人を配置し、地域のまちづくり活動の推進に関わってもらおうことを考えています。
64	このコーディネーターの位置付けはとても重要で、これを市職員がしないのは、おいしいところを捨てるようなもの。 市職員自らが地域に出て、身をもって経験することが大切な人材育成である。 人を配置すれば人的支援ができるという考えは間違い。コーディネーターについては、社会的に偉い人というのではなく、市職員で寄り添える人をきちんと育てていくことが大切。	地域の職員が、地域に出向き、一緒に汗をかくことが、地域に貢献することだと思っています。 そういった研修を含めてしっかりやっていきたいと思っています。

65	<p>公民館を拠点に地区まちづくり推進委員会をとなっているが、独自に決めた事務職員がいるので、自分のところは違うという地域があり、これも統一性のない話で、こういうことから一体的にならない。</p> <p>公民館を拠点とするとしたのなら、事務は公民館です。そういった仕事が全くない他の自治区の主事は仕事が楽になる。</p> <p>かたや三隅町では、主事はその事務を担っている。今の主事の仕事が公民館により均等でないという状況はどうなのか。</p>	<p>生涯学習課が担う公民館の事業は法律で規定されており、地区まちづくり推進委員会の事務局を持つとなると、社会教育法に基づく公民館では難しいという判断から、夜の部分においては、各地区まちづくり推進委員会からの手当が支給されたところもあります。その際、金額の差や支給がない地域もあるということは認識しています。</p> <p>そうしたことから、この条例を制定することで、第22条にある、公民館に、今までやってきた社会教育や生涯学習を推進した上で、まちづくり活動の機能を加えるということを、全市的な取組としてやっていくため、このような条文が規定されたらご理解いただきたいと思えます。</p>
66	<p>第6条（市の役割）にも関係しますが、浜田自治区は、地域の歴史を含めた多様性を考慮した公民館設置のための区域設定の構想がありますか。</p> <p>旧市街については、周辺部と違って地域の多様性を考えないとまとまった地域活動はできないということなので、地域の拠点を作るにしても、まちづくり活動団体をつくるにしても、それをどのように導いていくか、将来的に、それが成長することで、どこに拠点が必要なのかということは、行政として考えていかなければいけない。この点については努力をしてもらいたい。</p>	<p>多様性を考慮した公民館設置のための区域設定の構想はありませんが、適正配置については、大きな課題であると認識しており、今後研究していきたいと思っています。</p>
規則・要綱の見直しについて		
67	<p>第2条第1項(5)の解説に認定要件が「浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱」に記載とある。また、第6章第19条逐条解説でも活動内容について同様の記述となっているが、この要綱そのものが未熟（メリットが記されていないし、記述の仕方に問題がある。また、義務が</p>	<p>「地区まちづくり推進委員会認定要綱」については、組織化する上で必要な事項と基本的な事業を定めたものです。</p> <p>また、この協働のまちづくり推進条例について、施行規則は策定の予定はありませんが、コミュニティセンター設置条例やまちづくり総合交付金など関連する</p>

	<p>書いてあっても履行されていない現実がある。) だと思う。条例の施行規則をはじめ、関連する規則等を整理する必要がある。</p>	<p>ものについては別途整理します。</p>
68	<p>地域協議会は、自治区長がなくなり、住民の声を反映する唯一の組織となる。</p> <p>地域協議会委員の選任について、条例ではどの団体でも推薦されれば良いことになっている。まちづくり活動を熱心に行い、どんな苦労があるかを知っている人が、地域協議会に出ていかないと、自治会や他の組織との接点が消えてしまう。</p> <p>地区まちづくり推進委員会が頂点の組織であれば、そこから推薦すれば、地域協議会がどのように動いているかが分かる。</p> <p>今後、地域協議会が唯一の頼りになる組織となるため、運営規則については見直すべき。地区まちづくり推進委員会認定要綱、まちづくり総合交付金要綱も見直さないとしているが、これでよいのか。</p>	<p>全ての要綱を見直さないということではなく、まちづくり総合交付金については新しい基準について、見直しを進めているところです。</p> <p>地域協議会については、今のご意見を踏まえて、改めて検討したいと思います。</p>
69	<p>地域ごとの危機感に高低はある。課題にしても地域によって多少がある。ただ、これは税金（まちづくり総合交付金）が投入される話になる。</p> <p>多少の傾斜があるとしても、均等割部分がかかなり大きい。ここの見直しは検討されていると思うが、困るところは本当に困っているのに予算がつかない。予算が有り余ってどう使おうか困っている地域もある。</p> <p>こういう不公平感がないように、算定基礎からもう一度徹底的に見直すということをやっていただきたい。</p>	<p>まちづくり総合交付金については、現在見直しの組織を作って検討しています。この中で、地域の実情や状況を踏まえた上で、どういった傾斜配分をすることが望ましいかという意見もいただいているところです。しっかりと意見を聞いて反映させていこうと思います。</p>
70	<p>まちづくり総合交付金は適正に配分すべき。</p>	<p>まちづくり総合交付金のあり方については、様々なご意見をいただいております。今年度、「まちづくり総合交付金制度改正検討委員会」において、算定方法な</p>

		<p>どについて、各自治区地域協議会からの代表者も含めて議論をいただいているところです。また、まちづくり計画の策定を要件に、「まちづくり総合交付金 課題解決特別事業」を交付するなど、地域の配分に考慮しています。</p>
71	<p>この理念条例の中も、方向性があやふやな部分がある。この理念で進めますということで、地区まちづくり推進委員会の設立を呼びかけても設立しない。</p> <p>現実的に考えて、要綱を見直さないとダメだと思う。それは飴とムチで、認定を何でもすればいいということではない。</p> <p>こういったことをしないと認定しないということを明確に出さないと、危機感は生まれません。</p> <p>要綱を見直さず、理念ばかり言われても動くものではない。</p>	<p>まちづくり総合交付金の土台となっていたのは、地域の清掃活動や草刈、溝掃除等、市が支援していたものを土台として、プラス、新しいまちづくりを考えたときのトータルの交付金ということで、成り立っています。確かに人口や面積を基準にしつつ、まちづくりに特に取組み、計画もあって思いがある地域については、課題解決事業の中から交付金を当てるという仕組みになっているが、地区まちづくり推進委員会が設立されていない地域へは交付金を出さないというのは、少し乱暴な考え方ではないかと思っています。</p> <p>交付金については色々な角度を持ちながら見直しをしているので、ご理解いただきたいと思います。</p>
72	<p>町内会へ交付するなどということではなく、地域課題と正面から向かっていない所は、最低限の必要経費として、別枠の補助金にすることを考える時期に来ているのではないか。</p> <p>不公平感が10年間続いている。課題解決に使いなさいといっても、交付金の要綱を見ると、課題解決の部分が活動実績的な部分で、残りは均等割である。課題解決というような採択されるかわからないような不確定なものでは計画ができない。</p> <p>5カ年計画を作ったが、今の交付金制度では、その一歩目が踏み出せないこともある。町内会の経費とは、別の話で、別枠で考えればよい。本来そうあるべき。</p>	<p>(意見)</p>

73	<p>5ヶ年計画（まちづくり計画）を策定して事業を実施している地区もあればそうでない地区もある。まちづくり総合交付金の配分は適正といえるのか。</p>	<p>まちづくり計画の策定の有無による、まちづくり総合交付金の適用については、「まちづくり総合交付金 課題解決特別事業（最大100万円）」において、まちづくり計画に基づく事業のみを対象にするなど、考慮しています。まちづくり総合交付金の配分については、現在、制度改正検討委員会で検討中です。</p>
その他		
74	<p>地域協議会としての意見をまとめる際、三隅から3人出ている委員が、提案、意見した内容で、採択されなかったものについて、それは何故なのかを出していただき、それを再度提案していくことが筋ではないか。</p> <p>この部分について、資料として提出してもらえないか。</p>	<p>会議録があり、どのような申し入れがあり、どのような流れでまとまったかという事は整理されています。</p> <p>三隅自治区地域協議会の中で、項目立てでもあれば、どのような議論をされたかについて、お示しできると思っています。</p>
75	<p>来年の4月からは、市長部局の予算となり、どのようにやっていくのか。</p> <p>第22条には公民館を拠点としているが、拠点となった地区まちづくり推進委員会の主事の手当てなどを要綱などで示さないと、不公平なままになる。</p>	<p>コミュニティセンターに社会教育としての役割に加え、まちづくりの役割を設けるということですが、これまで公民館では、まちづくり活動を既にされています。その線引きが明確でなくなっているということは、社会教育に対し、まちづくりも裾野を広げるという考えが浸透してきたからだと思います。</p> <p>現在、三隅自治区は、主事が2名、館長が52時間で1名という体制ですが、他の自治区では1名しか主事がないという状況があり、この人件費的な手当については全体で考えていかなければいけないということで見直す方向で考えています。</p> <p>どこまでできるかは地域によって実情が違います。現状の手当の中で、更に仕事を追加するというのではなく、その中でどれだけの事業ができるかは、地域の実情を踏まえて判断していただきながらスタートしていくというように考えています。</p>

76	<p>条文と逐条解説はペアで表明されなくてはならない。いつのまにか逐条解説がなくなっていくようなものであってはならない。</p>	<p>条文と逐条のセットで説明はもちろん、啓発の際は、更に簡略した概要版等により住民周知、説明していきたいと考えています。</p>
77	<p>答申された条例（案）は、逐条解説が無いと理解できない。当然今後も条文と逐条解説がセットで説明され運用・実施・検証される必要がある。</p>	
78	<p>浜田市立公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書の内容を尊重してください。</p>	<p>答申については、報告書の内容を踏まえ検討いただいております、今後もその内容を尊重し条例の見直し等行ってまいります。</p>
79	<p>説明するときに図を用いると、皆さんに理解してもらえます。</p> <p>「私」がいて、「私」が属する集落がどこにあって、それが繋がったらいいことがある。というように、推進するにあたって、別の方法で図示し、こういう計画をつくれれば、こういう補助があるというようなことがきちんと説明でき、自分の立ち位置も説明できるものが必要。</p> <p>条例を見ただけでは、まちづくりは難しいと。そういう作業をやっていくと、何を定義すれば良いのかも見えてくる。</p>	<p>（意見）</p>
80	<p>「浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例」第2条第1項第1号(まちづくりのための協働のあり方に関する事項)に関しては、どのように調査審議され、どのような形で成果報告されているのか。</p>	<p>検討委員会では、条例の素案を作成する前段において勉強会や視察を行ってきました。また、「まちづくりのための協働の在り方」についてグループワーク等により検討を行っています。その成果として、この条例（案）が出来上がっているものと考えていますので、特別に、成果報告を作ったものはありません。</p>
81	<p>文末が「努めるものとする」となっているものについて「できなくても仕方ない」というニュアンスを含まないように、「～することとする」など言い切る文にすべき。</p>	<p>これからの意見を踏まえ検討します。</p>

82	<p>コミュニティセンター設置条例の制度設計のために、公民館を回るとの話だったが、施行されてからも現場に出てもらいたい。地域の実情を肌で感じずに、支所からの意見を裁可できるのか。部長、課長など責任のある立場の人が公民館へ出向くべき。そうすれば色んな話ができる。この内容を、異動の際には後任にきちんと引き継いでもらいたい。</p>	<p>職員は地域に出向いて、地域の声を聞いて、初めてよい政策ができると思っています。</p> <p>また、当然、異動ということはあるが、職員がどのポジションに行っても、現場に出ることは基本的なスタンスだと思っています。</p>
83	<p>検討委員会では、温度差が違う中、各自治区の人が集まって、協議しながらできてきたのがこの条例（案）になる。</p> <p>色々意見を言って磨きをかけることは大事だと思うが、まず立ち上げて、気持ちを一つにしてやっていくことが大切。</p>	(意見)
84	<p>検討委員会のスケジュールについて、元のスケジュールではパブコメを反映するタイミングで検討委員会の開催が予定されていたが、今回は、内部の検討も終わった後に第10回の開催が予定されている。パブコメの意見を反映するタイミングでの検討委員会を開催すべきではないか。</p>	<p>市として最終的に条例（案）を決定した際には、検討委員会へフィードバックさせる必要があると思っているので、検討委員会の開催については、もう一度協議させていただきます。</p>
85	<p>条例案について集中しているが、自治区制度の見直しに関する全体像の現状についてというものの説明がない。</p> <p>例えば、新たなまちづくりの予算についてはどうなっているのか</p>	<p>市と自治区制度に関する予算については、中山間地域の枠として5年で10億円でありますとか、先ほどのコミセンにかかる人件費もありますので、条例を制定する際には、方向性が示されるものを用意したいと思っています</p>